

平成25年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成25年9月12日(木)

東洋町議会

余 白

平成25年第3回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場議会議場
開 会 平成25年9月12日(木) 9時00分宣告
出 席 議 員 (10名)

議長	小野 正路 君	副議長	今宮 裕明 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	西岡 尚宏 君	4番	高畠 俊彦 君
5番	小松 熙 君	6番	小林 幸三 君
7番	松本 太一 君	8番	田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名。

町 長	松延 宏幸 君
副 町 長	大坂 哲也 君
会 計 管 理 者	川田真由美 君
教 育 長	奈良崎幸一 君
総 務 課 長	光本 速雄 君
税 務 課 長	安岡 良仁 君
住 民 課 長	光本 孔士 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教 育 次 長	藤村明美智 君
地域包括支援センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	長崎 正仁 君
税務課長補佐	福原 良幸 君
産業建設課長補佐	小池 昭平 君
代表監査委員	不 在

本会議に職務のため、出席した者の職氏名。

議会事務局長	生松 克祐 君
事務局書記	築地 仲音 君

議 事 日 程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 4番 高畠 俊彦 君 5番 小松 熙 君

平成25年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成25年9月12日(木) 午前9時開議

- [日程第1] 議席の指定及び変更
- [日程第2] 会議録署名議員の指名
- [日程第3] 会期の決定
- [日程第4] 常任委員会委員の選任
- [日程第5] 認定第1号 平成24年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第6] 認定第2号 平成24年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第7] 認定第3号 平成24年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第8] 認定第4号 平成24年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第9] 認定第5号 平成24年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第10] 認定第6号 平成24年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第11] 認定第7号 平成24年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- [日程第12] 認定第8号 平成24年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第13] 認定第9号 平成24年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第14] 議案第46号 平成25年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第47号 平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第48号 生見地区防災避難タワー建設工事請負契約の工期の変更について
- [日程第17] 議案第49号 財産の取得について
- [日程第18] 議案第50号 財産の取得について
- [日程第19] 議案第51号 財産の取得について
- [日程第20] 議案第52号 財産の取得について
- [日程第21] 議案第53号 財産の取得について
- [日程第22] 議案第54号 財産の取得について
- [日程第23] 議案第55号 財産の取得について
- [日程第24] 議案第56号 財産の取得について
- [日程第25] 議案第57号 財産の取得について
- [日程第26] 議案第58号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

[日程第27] 報告第2号 財政の健全化判断比率等の報告について

平成25年第3回東洋町議会定例会 平成25年9月12日 木曜日
議事のてんまつ

議長

(小野 正路議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成25年第3回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:9時00分)

まず、東洋町議会から住民の皆様にお知らせ致します。平成25年6月議会からIP告知の4チャンネルで、議会放送が視聴できるようになっております。わがまちの課題や町民の意見がどのように議論され、反映されていくかを是非、この機会にお聴きいただければと存じております。これからも我々、議員一同は議会活動に邁進していく所存でございますので、よろしく願いを致します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議席の指定及び変更、会議録署名議員の指名、会期の決定、常任委員会委員の選任の他、議案として、決算認定9件、補正予算2件、契約変更1件、財産9件、人事1件、報告1件の計23件であります。

日程に入るに先立ちまして諸般の報告を行います。9月8日、東洋町議会議員補欠選挙において、新たに平山照生君と福島登君の諸君が議員となりました。今後、我々とともに議員活動に専念され、町の発展に寄与されますよう、議長としての言葉とします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から、平成25年6月から8月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。また、平成24年度東洋町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出の決算審査意見書が提出されております。次に、閉会中の議員派遣2件についての報告があり、派遣議員と代表議員から提出されております。以上をもって諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について発言の申出がありました。これを許します。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

皆さん、おはようございます。今年の夏は文字どおり、猛暑でございましたが、残暑もやっと和らぐ季節を迎えております。本日、9月定例会を招集致しましたところ、各議員の皆様方には大変ご多忙のところ、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。まず最初に、議長からのご発言にもございましたが、9月8日投開票となりました町議会議員補欠選挙により、当選者となりました、平山照生議員、福島登議員、お二人の方には執行部を代表致しまして、改めて心からお慶びを申し上げます。今後とも議会並びに議員としての活動等を通じまして、執行部に対しましても、新たな視点での適切なご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。本定例議会への提出案件でございますが、平成24年度の各会計決算の認定9件、補正予算案2件、工期の変更議案1件、報告事項1件、本日も新聞に載っておりましたけれども、財産の取得議案9件、監査委員の選任議案、合わせまして合計23件となっております。各常任委員会での慎重なご審議も含め、適正なご決定をお願い申し上げるところでございます。それでは提案理由のご説明に入る前に、若干の行政報告をさせていただきます。

最初に、海の駅再建工事についてでございます。7月22日に起工式を執り行いました海の駅の再建工事でございますが、天候にも恵まれまして、工事の進捗は順調に進んでおります。予定どおり、本年末までの完成見込みでございますが、8月28日には海の駅運営協議会も発足を致しました。この会では第三者的な様々なご意見をいただき、当面の町直営での運営だけではなく、今後の運営方式についても多様な意見が反映できるような組織として参りたいと考えているところでございます。また、県職員の方々にもオブザーバーとしてご参加をいただいております。県の助成事業もどのような形で導入が可能なのか、ご支援をいただけるような諸制度についても今後、検討していく予定としております。

続きまして、全日本サーフィン選手権大会についてでございます。大変な猛暑の中でございましたけれど、8月21日から5日間の日程で、生見ビーチを会場と致しまして、全日本サーフィン選手権大会が開催をされました。開会式には高知県観光振興部長にもご出席をいただきました。また、町議会議員の方々も見学だけでなく、競技中、また閉会式におきましてもご参列をいただきまして、改めて感謝とお礼を申し上げます。選手は全国各地の予選を勝ち抜いた8歳から71歳まで、約940人が参加を致しまして、大会スタッフを含めると、1,000人規模の人口がトライアル期間を合わせ、少なくとも1週間前後の期間、生見地区を中心に、その近辺に滞在したこととなります。

町として、交流人口の拡大策の一環として取組んできたところでございます。町内への経済効果につきましては、調査を集計途中でございますが、現在のところ、一週間でおよそ、1,900万円程度は波及効果があったと確認をしているところであります。また、大会中は開会式から競技中はもちろんのこと、閉会式に至るまで、本年3月末に整備を致しました光通信を活用し、生中継で動画を世界に向け、情報発信を致しております。東洋町及びその自然環境の知名度を向上させる目的だけではなく、今後、定住策へとつなげていきたい。その方策に向けて、今後も継続的なイベントを企画し、試行錯誤しながらも、広域的な観光事業とともに取組んで参りたいと考えております。

続きまして、メガソーラー事業についてでございます。本町は地球温暖化対策の一環として、クリーンエネルギーの普及、拡大を推進し、住宅への太陽光発電システムの導入補助制度も進めて参ったところでございます。既にご承知のとおり、再生可能エネルギーの全量買取制度に基づきまして、本年8月14日、特定目的会社株式会社ソーラーレボリューション高知東洋と地上権設定の本契約を締結を致しました。工事も順調に進捗しており、年明け2月までに電力と売電接続する予定となっております。大規模太陽光発電システムの導入により、町のイメージの払拭と雇用対策、町の活性化策にもつながるものと期待を寄せているところでございます。

最後になりますが、新しい議員の方もおられますので、現在、町が被告となって継続中の裁判について、ご報告を申し上げます。平成24年6月29日に提訴されました台風被害対策経費と致しまして、野根漁協へ貸付けを致しました、1,000万円の予算執行の件と、平成25年3月19日に提訴されました東洋歯科用地の町有地貸付け契約の件と、2件を現在も係争中でございます。原告はいずれも前東洋町長となっております。住民訴訟としての提起がなされているものでございます。訴訟のない町の回復には、まだまだ時間を要する状況でございます。2件とも次回公判は、9月20日となっておりますが、判決が下りましたら速やかに、詳細につきまして議会への報告をして参りますので、よろしくお願いを致します。今後とも議会議員各位のご指導と町民の皆様のご理解、ご協力を重ねてお願いを申し上げまして、平成25年9月定例会開会におけます行政報告と致します。

議長

(小野 正路議長)

町長の報告が終わりました。日程に入ります。日程第1、議席の指定及び変更を行います。議席は会議規則第4条第2項の規定により、今回、新たに当選されました福島登君は1番に、平山照生君は2番に指定します。次に、

議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。西岡尚宏君が3番に、高島俊彦君が4番に、小松熙君は5番に、小林幸三君は6番に、松本太一君は7番に、田島毅三夫君は8番にそれぞれ変更します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、4番、高島俊彦君並びに、5番、小松熙君を指名致します。

日程第3、会期の決定の件を議題とします。議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。松本議会運営委員長。

議会運営委（松本 太一議会運営委員長）

員長

それでは報告致します。平成25年第3回定例会議会運営委員会の報告を行います。9月9日に議会運営委員会を開催致しまして、本定例会の会期並びに運営等について協議致しました。その結果、本定例会の会期は本日、9月12日から9月20日までの9日間と致します。運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、13日から19日は委員会審査及び議案審査のため休会と致しまして、20日に再開致しまして、審議、採決ののちに一般質問を行います。提出案件のうち、平成24年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件は、歳入全般を総務教育民生常任委員会に、歳出は各所管事項を各常任委員会に分割して、それぞれ付託致しまして、開会日、本日散会后並びに休会中に委員会の審査を行います。また、財産の取得についての9件は、提出者の説明を受けたのち、直ちに質疑、討論、審議、採決と致します。人事案件につきましては質疑、討論を省略致します。直ちに審議、採決に移ります。次に、通告期限ですが、一般質問は、17日の火曜日の正午まで、議案質疑は、18日水曜日の正午までと致します。次に、陳情書、意見書については、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書採択の陳情書、道州制導入に断固反対する意見書は総務教育民生常任委員会に、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択の陳情書は産業建設常任委員会に付託致します。以上のように決定致しましたので、報告を致します。これで終わります。以上です。

議長

（小野 正路議長）

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りをします。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月20日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月20日までの9日間と決定します。

日程第4、常任委員会委員の選任の件を議題とします。お諮りします。常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、平山照生君が総務教育民生常任委員会委員に、また福島登君が産業建設常任委員会委員に、それぞれ指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第5、認定第1号、平成24年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第16、議案第48号、生見地区防災避難タワー建設工事請負契約の工期の変更についてまでの12件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それではご提案を申し上げます。認定第1号、平成24年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度東洋町一般会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成25年9月12日提出でございます。

認定第2号、平成24年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成25年9月12日提出でございます。

認定第3号でございます。平成24年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成25年9月12日提出でございます。

4ページでございます。認定第4号、平成24年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成25年9月12日提出でございます。

認定第5号、平成24年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成25年9月12日提出でございます。

6ページでございます。認定第6号、平成24年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成25年9月12日提出でございます。

続きまして、認定第7号、平成24年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成25年9月12日提出でございます。

8ページでございます。認定第8号、平成24年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成25年9月12日提出でございます。

認定第9号でございます。平成24年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成25年9月12日提出でございます。

10ページでございます。認定第1号から認定第9号、平成24年度東洋町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算につきまして、一括してご報告を申し上げます。一般会計では、収入済額は39億5,044万3,000円、支出済額は35億5,247万3,000円、歳入歳出差引は3億9,797万円となっております。次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、収入済額が490万2,000円、支出済額は3億3,130万円、歳入歳出差引3億2,639万8,000円の赤字となっております。一般会計と住宅新築資金会

計を合わせました、普通会計ベースでは黒字ということでございます。次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、収入済額は6億3,970万8,000円、支出済額は6億3,836万2,000円、歳入歳出差引134万6,000円の黒字となっております。次に、介護保険事業特別会計でございますが、収入済額は5億3,153万8,000円、支出済額は5億3,153万8,000円で、歳入歳出差引0円となっております。次に、介護サービス事業特別会計でございますが、収入済額は1,795万1,000円、支出済額は1,595万9,000円で、歳入歳出差引199万2,000円の黒字となっております。次に、下水道事業特別会計でございますが、収入済額は1億1,126万5,000円、支出済額は1億1,125万7,000円で、歳入歳出差引8,000円の黒字となっております。次に、簡易水道事業特別会計でございますが、収入済額は8,831万3,000円、支出済額は8,029万3,000円で、歳入歳出差引802万円の黒字となっております。次に、観光施設事業特別会計でございますが、収入済額は1,402万8,000円、支出済額は1,193万6,000円で、歳入歳出差引209万2,000円の黒字となっております。次に、後期高齢者医療保険事業特別会計でございますが、収入済額は4,549万円、支出済額は4,413万7,000円で、歳入歳出差引135万3,000円の黒字となっております。最後に、東洋町の全会計では、収入済額が54億364万1,000円、支出済額が53億1,725万7,000円で、歳入歳出差引8,638万4,000円の黒字となっております。なお、平成24年度東洋町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算説明書、主要な施策の成果報告書を添付しております。地方自治法第241条第5項の規定によります基金の運用状況は、決算書の350ページから353ページに掲げております。決算の内容につきましては会計管理者から説明をさせます。

12ページでございます。議案第46号でございます。平成25年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度東洋町一般会計補正予算第2号を、別案のとおり定めることについて議会の議決を求める。平成25年9月12日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ1億4,515万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ25億8,345万3,000円とするものでございます。歳入では地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、諸収入、町債を計上をしております。歳出と致しましては、人件費の増減につきましては、4月1日の人事異動による予算額の組替えでございます。他には財政調整基金積立金、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託料、東洋町防災センター詳細設計委託料、野根地区防災活動拠点施設建設

工事費、学校備品購入費等を予算計上をしております。なお、内容につきましては総務課長に説明させます。

続きまして、議案第47号でございます。平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を、別案のとおり定めることについて議会の議決を求める。平成25年9月12日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ414万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億827万1,000円とするものでございます。歳入では国庫支出金、支払基金交付金を計上しております。歳出では諸支出金、予備費を計上しております。なお、内容につきましては住民課長に説明をさせます。

14ページでございます。議案第48号、生見地区防災避難タワー建設工事請負契約の工期の変更についてでございます。工事請負契約を締結した生見地区防災避難タワー建設工事は、工期の変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成25年9月12日提出でございます。提案理由でございます。平成25年3月27日に議会の議決を得て、工事請負契約の締結を致しております。生見地区防災避難タワー建設工事は工期の変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決が必要となったものでございます。よろしく願いを致します。なお、内容につきましては総務課長に説明をさせます。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

川田会計管理者。

会計管理者

(川田 真由美会計管理者)

それでは少しお時間をいただきまして、平成24年度歳入歳出決算について、ご報告させていただきます。本来、決算書でご報告すべきところですが、お手元に配布させていただきました決算報告資料に、決算全体の状況、基金の状況、町債の状況等をまとめておりますので、この資料でご報告させていただきます。なお、資料の数字には総合計を合わすため、百円単位を四捨五入等で調整をしておりますので、あらかじめご了承下さい。それでは資料の1ページをお願いします。

(平成24年度東洋町決算報告資料により説明)

以上で、平成24年度歳入歳出の決算報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長

(小野 正路議長)

はい、休憩します。

(休憩時間:9時51分)

休憩前に引き続き会議を開きます。光本速雄総務課長。議案第46号ですかね。

(再開時間:9時52分)

総務課長

(光本 速雄総務課長)

それでは私から、議案第46号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第2号についてご説明を致します。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億4,515万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ25億8,345万3,000円としております。8ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

以上です。

議長

(小野 正路議長)

光本孔士住民課長。議案第47号ですね。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは私の方から、議案第47号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明を致します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ414万9,000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億827万1,000円とするものです。それでは、内容について説明をさせていただきます。8ページの方をご覧ください。

(予算書に基づき説明)

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)

光本速雄総務課長。議案第48号ですね。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

それでは、議案第48号、生見地区防災避難タワー建設工事請負契約の工期の変更について説明を致します。この件につきましては、指名競争入札によりまして、契約金額7,854万円で有限会社川村総合建設さんと議会の議決を得まして、契約をしておりましたけれども、県の建築指導課と、タワーの基礎部分の工法につきまして、協議をした結果、設計の変更が生じまして、変更設計作成に日数を要しまして、工事の着手が遅れていました。それで今回、工期の変更をお願いするところでございます。当初の工事期間は、平成25年9月30日を工期としておりましたが、変更しまして、平成26年3月25日までの工期の延長をしようとするものであります。よろしくお願ひします。

議長

(小野 正路議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全部終わりました。ここでお諮りします。議会運営委員会委員長の報告にもありましたとおり、平成24年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件は、歳入全般を総務教育民生常任委員会に付託し、歳出については、それぞれの所管事項を各常任委員会に分割して付託することに異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。休憩をします。再開は10時40分、15分休憩します。

(休憩時間:10時27分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間:10時42分)

日程第17、議案第49号、財産の取得についての件から、日程第25、議案第57号、財産の取得についてまでの9件をこの際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

議案第49号から議案第57号までを、一括してご提案させていただきますけれども、提案理由の説明を先にですね、お願いしたいと思います。別紙に財産の取得の追認提案理由ということで、A4の用紙に1枚、ご配布してあり

ますので、こちらの方で補足説明を致したいと思えます。この1枚の紙をお願い致します。最初にですね、今回、追認としての提案となりましたことに深くお詫びを申し上げます。(執行部一同、頭を下げ謝罪する。)9件の財産購入議案でございますが、他市町村の事例が新聞報道されておりますけれども、県のご指導もございまして、議会に付すべき案件が抜かっていた場合、追加承認をもらっておくべきとの助言もいただいているところでございます。新聞報道後、本町も過去、平成元年に遡り、1件700万円以上の備品購入件数につきまして調査を実施致しました。現物が廃棄処分となっている場合や、また購入時の書類の保存期限が過ぎ、存在していない場合もでございます。購入決定がなされた書類や担当部署、所管課長や担当も、文書としても認識が可能であって、上程漏れと確認できた全ての物件につきまして、ご提案をさせていただきます。購入年を遡及して明示をし、今議会で議会追認議決をいただかねばならない事態となっておりますことに、更には申し開きできない事案であることを深く反省致しまして、重ねてお詫びを申し上げます。今回の事態は、決して議会軽視という状況から発生したものではありませんけれども、私以下、指導していくべき立場のもの、幹部職員であるはずの所管課長、あるいは各担当におきましても、条例の解釈やその認識不足、理解不足から、このような不適切な事務手続、議案未上程の状況が看過されてきたということでございます。執行機関として私以下、深く反省するとともに、指導の徹底をして参りたいと強く感じております。今後は前職員が法令の解釈につきましても、お互いが職員個々において、また組織としても注意喚起し合う、職場環境作りと意識変革に努めていかなければならないと改めて痛感しているところでございます。今般の件につきましては、議会議員の皆様からお叱りを受けることを覚悟しての上程でございます。謝罪申し上げて、ご理解を賜ること、そして、お願いを申し上げるだけでございます。以下財産としての備品購入につき、議決すべき案件として、該当する事案につきまして1件、1件ご提案をさせていただきますので、ご承認の決定につき、何とぞご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

それでは議案第49号でございます。財産の取得について、このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月12日提出でございます。取得の名称は、平成5年度甲浦中学校教育用コンピューター購入、パソコン20台、机20脚、いす40脚ということでございます。取得の方法でございますが、指名競争入札でございます。取得価格は1,426万5,500円、相手方は四国情報管理センタ

一株式会社となっております。

続きまして、18ページでございます。議案第50号、財産の取得について、このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月12日提出でございます。取得の名称でございますが、平成5年度消防ポンプ自動車購入、甲浦分団に配置したものでございます。消防ポンプ自動車1台、取得の方法、指名競争入札、取得価格1,678万9,000円、相手方、高知市、藤島ポンプ株式会社となっております。

19ページでございます。議案第51号、財産の取得について、このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月12日提出でございます。取得の名称、平成7年度消防ポンプ自動車購入、野根分団に配置したものでございます。消防ポンプ自動車1台、取得の方法、指名競争入札、取得価格1,683万200円でございます。契約の相手方は藤島ポンプ株式会社となっております。

20ページをお願いします。議案第52号、財産の取得について、このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月12日提出でございます。取得の名称、平成10年度小規模漁村基盤整備事業野根漁協に配置したものでございます。魚選別機1式、取得の方法、指名競争入札、取得価格は1,575万円でございます。契約の相手方は高知県漁業協同組合連合会となっております。

21ページでございます。議案第53号、財産の取得について、このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月12日提出でございます。取得の名称、平成10年度小規模漁村基盤整備事業、これも野根漁協に配置したものでございます。魚選別機1式、フィッシュポンプ1式となっております。取得の方法、指名競争入札、取得価格1,627万5,000円、相手方は徳島市でございます、四電販売サービス株式会社徳島支店となっております。

続きまして、22ページでございます。議案第54号、財産の取得について、このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月12日提出でございます。取得の名

称でございます。平成19年度ごみ収集運搬車4トンパッカーでございます。ごみ収集運搬車1台となっております。取得の方法は見積でございます。取得価格752万6,420円、契約の相手方は高知日野自動車株式会社となっております。

23ページでございます。議案第55号、財産の取得について、このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月12日提出でございます。取得の名称は、平成21年度高規格救急自動車、東洋出張所に配置したものでございます。救急車1台、資機材1式となっております。取得の方法は見積でございますが、取得価格3,024万8,100円となっております。契約相手方、高知トヨタ自動車株式会社でございます。

続きまして、議案第56号、財産の取得について、このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月12日提出でございます。取得の名称でございます。平成22年度住民基本台帳運用サーバー購入、基本装置1台、パソコン11台、高速プリンター2台ということになっております。取得の方法、指名競争入札、取得価格1,333万5,000円となっております。契約の相手方は四国情報管理センター株式会社となっております。

議案第57号でございます。財産の取得について、このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年9月12日提出でございます。取得の名称でございます。平成22年度野根漁業協同組合漁体選別機購入、魚選別機1式、魚移送機1式、魚水分離器1式、付属部品等、魚体選別機、既設分の改造ということでございます。取得の方法は見積でございます。取得価格は1,713万9,150円となっております。相手方は徳島県の共栄造機株式会社ということになっております。以上でございます。よろしく願いを致します。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりました。これより、日程第17、議案第49号、財産の取得について質疑を行います。質疑はありますか。8番、田島毅三夫君。(議席より、これは1件、1件やっていくんですかとの発言あり。)そうです。1件、1件です。議案どおりいきます。田島毅三夫君、どうぞ。

8番議員

(田島 毅三夫君)

1件、1件といえますか、全部に波及するものでございますけれども、一つについて質問をさせていただきますが、本日のですね、新聞ですよ。いや、昨日か。これを見ますと、東洋町も当時の担当者らの処分を検討するなどを考えていると、

議長

(小野 正路議長)

どうぞ、続けて下さい。

8番議員

(田島 毅三夫君)

こういう記事が出ていましたね。ほんで、ちょっと確認させてもらいたいんですが、実質的にはお金の損害はないと思っております。ただ、これをですね、例えばですよ、チェック手順として担当職員から、こういう議案が上がってきますよね、事業案が上がってきますよね。そうしたときにまず、課長が精査する。それから課長から、当時は副町長はいなかったもので、そのまま町長にいくと思いますね。それから、そこで決裁が降りて、それから、今度は監査が年度、年度にも監査しますね。そういう中で、チェックはできていなかったということなんですよ。だから、私は、職員さんというのは、今いう、特別職も入れてのことがどうか、ちょっと分かりませんが、監査、それからですね、議案の中に、それを個別に提案はなかったとしても、予算書に載ってくるんですよ。我々議会が、それをようチェックしていなかった。こういう問題も起こると思います。700万あるいは1,000万、2,000万という、そういう金額が上がったときに、議会がやはり、これは議決事項でないのかという指摘もせんといかんと思うんですよ。それをおろそかになっていた。こういうことを考えると、私は、これは職員だけの責任だけじゃないと、こう思うんですよ。例えば四万十町の高瀬満伸町長はですね。これは、減給10パーセント、副町長とともにね、2カ月という処分を自らに科そうと、こうしておりますが、どうでしょう、こういうことであれば、私ら、町長、現職町長には関係がないことでございますけれども、町長職に就いた以上は責任があると思います。町長、副町長、それから、担当職員といえますか、それから監査、それから議会、連帯してどうです、減給処分ぐらいの自らに科したらどうでしょうかと、いう提案でございますが、よろしくお願いします。

議長

(小野 正路議長)

それは、あなたの提案でしょう。

8番議員

(田島 毅三夫君)

提案でなくて、そういうことを考えますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員の質疑にお答えを致します。新聞にも載っておりますけれども、定例会後にですね、速やかに処分性の有無について、また遡及しての処分の可否についても検討したいというふうには考えております。再発防止には組織としての文書処理のあり方と致しまして、執行機関の意思決定については、伺い文書の確実な起案を義務付けていくこと、起案に当たっての文面指導から、その伺い根拠について、管理職を含めて安易な職務姿勢を戒めるとともに指導の徹底を図っていきたいというふうには考えております。ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

はい、8番、田島毅三夫君。質疑ですよ。

8番議員

(田島 毅三夫君)

今いう、その謝罪ということはもちろん、それはしなければいけません。全住民さんに対して、ただ、その謝罪の仕方はね、それで良いのかという質問なんですよね。ほんで今いう、四万十町のように、それはそのまま踏襲せえ、真似せえとはいいませんけれども、東洋町独自としてね、どうするか、ということをお聞きしているんですよ。このままで、謝罪だけで済みますのかどうか。それから、当時の担当職員らの処分も検討すると、こうなっていたもので、うちは、こういう質問をしているんですけれどもね。質疑をね。そうやってきたら、当時の方が今、現職でここにおられる方は、その該当するようになると思いますが、ではそれならやめた方はどうなるのか、もうやめている方ね。そういうことも踏まえて、町長の見解を、この新聞に、仮に、こう載ったからといって、このまましなくても、ここでちゃんとした説明をしていただいて、変更があれば変更で構いませんので、ちゃんとした説明をお願いしたいと思います。

議長 (小野 正路議長)
町長。

町長 (松延 宏幸町長)
お答え致します。先ほどお答えしたとおりでございます、速やかに処分性の有無について、あるのかないのか、すべきかどうなのかも含めましてですね、また遡及しての処分が妥当なものなのかどうかということを検討したいということでございます。以上でございます。

議長 (小野 正路議長)
他に質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第49号、財産の取得についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、多数(賛成8、反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第50号、財産の取得について質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第50号、財産の取得についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、多数(賛成8、反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第51号、財産の取得について質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第51号、財産の取得についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙

手、多数(賛成8、反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第52号、財産の取得について質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第52号、財産の取得についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、多数(賛成8、反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第53号、財産の取得について質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第53号、財産の取得についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、多数(賛成8、反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第54号、財産の取得について質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第54号、財産の取得についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、多数(賛成8、反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第55号、財産の取得について質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第55号、財産の取得についての件を挙手により採決しま

す。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、多数(賛成8、反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第56号、財産の取得について質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第56号、財産の取得についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、多数(賛成8、反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第57号、財産の取得について質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第57号、財産の取得についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、多数(賛成8、反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第26、議案第58号、監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

ご提案申し上げます。議案第58号でございます。監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成25年9月12日提出でございます。氏名は弘田賀軌氏でございます。住所は、安芸郡東洋町大字白浜77番地1、生年月日でございますが、満60歳ということでございます。任期は、平成25年9月12日から平成29年9月11日までとなっております。提案理由でございますが、平成25年8月7日付けで、福島委員の辞職に伴いまして、後任委員として、弘田賀軌氏を監査委員に

選任したいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりました。本案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、議案第58号、監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。ただいまの出席議員は9名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、高島俊彦君並びに5番、小松熙君を指名します。投票用紙を配布させます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。投票用紙の配布漏れはありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。

これより投票に入ります。1番議員より順次、投票願います。投票漏れはありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)投票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。4番、高島俊彦君並びに5番、小松熙君、立会いをお願いをします。投票の結果を報告します。投票総数9票、うち有効投票9票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成9票、反対0票であります。以上のおりであります。よって、議案第58号、監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。議場の閉鎖を解きます。

日程第27、報告第2号、財政の健全化判断比率等の報告についての件を議題とします。直ちに提出者の報告を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

報告第2号でございます。ページは最後の26ページでございます。財政の健全化判断比率等の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、財政の健全化判断比率等について、ご報告を致します。毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付して

議会に報告しなければならない指標は、下記のとおりでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率とも該当はございません。実質公債費比率は10.1パーセント、将来負担比率は41.5パーセントとなっております。普通交付税が減額をされていく状況でございますけれども、いずれの数値とも前年度より低下し、好転をしております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

提出者の報告が終わりました。これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。ここでお諮りします。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、13日から19日は休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、20日午前9時から再開したいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでございました。次の本会議は20日、午前9時から議会放送を致します。(散会時間:11時17分)